

「いよぎんダイレクト」サービス規定の改正内容

変更前	変更後
<p data-bbox="421 284 837 347">「いよぎんダイレクト」サービス規定 (2020年6月15日改正)</p> <p data-bbox="129 389 452 416">第1条 いよぎんダイレクト</p> <p data-bbox="129 424 219 451">(1) 定義</p> <p data-bbox="174 459 1120 695">「いよぎんダイレクト」(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービス会員ご本人が、インターネットに接続された当行所定のOSおよびブラウザを備えるパーソナルコンピュータ(スマートフォンやタブレット端末等のインターネットに接続可能な高機能携帯端末を含めるものとし、以下「パソコン等」といいます。) <u>または当行所定のインターネット接続機能付携帯電話(以下「携帯電話」といいます。)</u>等を使用して、当行に対し当行所定の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。</p> <p data-bbox="129 737 443 764">(2) サービスチャネルの構成</p> <p data-bbox="152 772 1120 836">①本サービスは、会員が使用する機器の種類によって異なる次の2種類のサービスから構成されるものとします。</p> <p data-bbox="174 844 533 871">ア. インターネットバンキング</p> <p data-bbox="206 879 1120 1011">会員は、パソコン等を利用して当行所定の取引を行うことができます。なお、スマートフォンやタブレット端末等の高機能携帯端末については、通常のパソコンを利用する場合とはサービス内容が異なる専用画面が優先的に表示される場合があります。</p> <p data-bbox="174 1019 456 1046">イ. モバイルバンキング</p> <p data-bbox="206 1054 1120 1150">会員は、当行が指定する携帯電話会社が提供する携帯電話等によるインターネット接続サービスを別途契約することにより、携帯電話網およびインターネットを通じた携帯電話等による当行所定の取引を行うことができます。</p> <p data-bbox="152 1158 1120 1291">②会員は、本サービスの契約を行うことにより原則としてインターネットバンキングおよびモバイルバンキングの両サービスを利用することができるものとします。なお、いずれかのサービスチャネルについて利用を希望されない場合は、別途当行所定の書面にて届け出てください。</p> <p data-bbox="129 1332 344 1359">(3) サービス対象者</p> <p data-bbox="152 1367 1120 1463">①本サービスのお申し込みは、個人のお客さまに限るものとします。また、事業を営んでいるお客さまについては、事業目的のお取引のために本サービスを申し込むことはできません。</p> <p data-bbox="152 1471 1120 1535">②会員は、本サービス規定のほか、取引の安全のために当行が採用しているセキュリティ措置および第3条に定める本人確認情報の不正使用などによるリスク発生の可能</p>	<p data-bbox="1435 284 1852 347">「いよぎんダイレクト」サービス規定 (2021年5月10日改正)</p> <p data-bbox="1137 389 1460 416">第1条 いよぎんダイレクト</p> <p data-bbox="1137 424 1227 451">(1) 定義</p> <p data-bbox="1182 459 2128 695">「いよぎんダイレクト」(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービス会員ご本人が、インターネットに接続された当行所定のOSおよびブラウザを備えるパーソナルコンピュータ(スマートフォンやタブレット端末等のインターネットに接続可能な高機能携帯端末を含めるものとし、以下「パソコン等」といいます。) <u>ならびに第3条3項および4項に定める当行所定のセキュリティツール(以下これらのセキュリティツールを総称する場合「トークン」といいます。)</u>等を使用して、当行に対し当行所定の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。</p> <p data-bbox="1585 979 1688 1007">(削 除)</p> <p data-bbox="1137 1332 1352 1359">(2) サービス対象者</p> <p data-bbox="1160 1367 2128 1463">①本サービスのお申し込みは、個人のお客さまに限るものとします。また、事業を営んでいるお客さまについては、事業目的のために本サービスを申し込むことはできません。</p> <p data-bbox="1160 1471 2128 1535">②会員は、本サービス規定のほか、取引の安全のために当行が採用しているセキュリティ措置および第3条に定める本人確認情報の不正使用などによるリスク発生の可能</p>

変更前	変更後
<p>性について理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。</p> <p>(4) サービス内容の変更・追加</p> <p>① 当行が本サービスの取扱内容を変更または新たな取引サービスの取扱いを開始する場合、会員は、当該サービスを利用することができるものとします。</p> <p>ただし、当行が当該サービスの利用資格に制限を設けた場合、会員は当該制限事項の範囲内で本サービスを利用することができます。この場合当行は、当該サービスについて定めた約款をホームページ上への掲載その他相当の方法で周知することにより通知するものとします。</p> <p>② 当行が当該変更または新たに追加されたサービスの利用について別途書面による申し込みが必要であると認めた場合、会員は、当行所定の書面にて申し込みを行った場合に限り、当該サービスを利用することができるものとします。</p> <p>(5) サービス指定口座の要件</p> <p>本サービスを利用することができる口座は、会員が当行所定の書類で申し込んだ届出住所を同一とする当行所定の種類の会員本人名義の口座とします。</p> <p>なお、本サービスにてご利用可能な口座の種類は個別のサービスにより異なる場合があります。</p> <p>(6) 「代表口座」および「登録口座」</p> <p>① 会員は、前項に定める会員本人名義の口座の中から1つの普通預金口座を「代表口座」として指定するものとします。また、前項に定める会員本人名義の口座のうち「代表口座」を除くその他の口座を「登録口座」と定義します。</p> <p>② 「代表口座」として登録された口座は解約することができません。「代表口座」として登録された口座の解約を希望する場合は、本サービスを解約するか、または当行所定の申込書にて「代表口座」の変更手続きを行ったうえで解約を行ってください。</p> <p>(7) 「登録口座」数</p> <p>「登録口座」は当行所定の口座数を超過してお届けいただくことはできません。</p> <p>(8) 申込店舗数</p> <p>「代表口座」および「登録口座」の開設店は、複数店にわたりお届けいただけますが、当行所定の店舗数を超過して申し込みを行うことはできないものとします。</p> <p>(9) 印鑑照合</p> <p>本サービスの申し込みおよび本サービスにかかる各種の届出に際し、「代表口座」および「登録口座」の各々につき当行所定の書面に押捺した印鑑の印影と当該口座の届出印鑑を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取り扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(10) 書面による申込受付</p> <p>当行所定の申込書にて本サービスの申し込みを受け付けた場合、当行が前項のとおり申込書に押捺された印影の照合を行った結果、「代表口座」および「登録口座」（該当ある場合）のすべてについて、会員が当行に届け出た当該各口座の印影と相違なく、かつそれぞれの届出住所が当該会員の現住所と相違ないと当行が認める場合に限り、当行は当該申込を受理するものとします。</p>	<p>性について理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。</p> <p>(3) サービス内容の変更・追加</p> <p>① 当行が本サービスの取扱内容を変更または新たな取引サービスの取扱いを開始する場合、会員は、当該サービスを利用することができるものとします。</p> <p>ただし、当行が当該サービスの利用資格に制限を設けた場合、会員は当該制限事項の範囲内で本サービスを利用することができます。この場合当行は、当該サービスについて定めた約款をホームページ上への掲載その他相当の方法で周知することにより通知するものとします。</p> <p>② 当行が当該変更または新たに追加されたサービスの利用について別途書面による申し込みが必要であると認めた場合、会員は、当行所定の書面にて申し込みを行った場合に限り、当該サービスを利用することができるものとします。</p> <p>(4) サービス指定口座の要件</p> <p>本サービスを利用することができる口座は、会員が当行所定の書類で申し込んだ届出住所を同一とする当行所定の種類の会員本人名義の口座とします。</p> <p>なお、本サービスにてご利用可能な口座の種類は個別のサービスにより異なる場合があります。</p> <p>(5) 「代表口座」および「登録口座」</p> <p>① 会員は、前項に定める会員本人名義の口座の中から<u>キャッシュカード発行済である</u>1つの普通預金口座を「代表口座」として指定するものとします。また、前項に定める会員本人名義の口座のうち「代表口座」を除くその他の口座を「登録口座」と定義します。</p> <p>② 「代表口座」として登録された口座は解約することができません。「代表口座」として登録された口座の解約を希望する場合は、本サービスを解約するか、または当行所定の申込書にて「代表口座」の変更手続きを行ったうえで解約を行ってください。</p> <p>(6) 「登録口座」数</p> <p>「登録口座」は当行所定の口座数を超過してお届けいただくことはできません。</p> <p>(7) 申込店舗数</p> <p>「代表口座」および「登録口座」の開設店は、複数店にわたりお届けいただけますが、当行所定の店舗数を超過して申し込みを行うことはできないものとします。</p> <p>(8) 印鑑照合</p> <p>本サービスの申し込みおよび本サービスにかかる各種の届出に際し、「代表口座」および「登録口座」の各々につき当行所定の書面に押捺した印鑑の印影と当該口座の届出印鑑を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取り扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(9) 書面による申込受付</p> <p>当行所定の申込書にて本サービスの申し込みを受け付けた場合、当行が前項のとおり申込書に押捺された印影の照合を行った結果、「代表口座」および「登録口座」（該当ある場合）のすべてについて、会員が当行に届け出た当該各口座の印影と相違なく、かつそれぞれの届出住所が当該会員の現住所と相違ないと当行が認める場合に限り、当行</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(11)資金の引落方法 本サービスによる資金の引き落としは、各種預金規定、各種カードローン規定に拘わらず、通帳、払戻請求書およびカードの提出は不要とし、本規定にしたがって取り扱うものとします。</p> <p>(12)変更申込の方法 ①本サービスの申込内容に変更がある場合は、「代表口座」の届出印鑑を当行所定の書面に押捺して届け出てください。また、「登録口座」の登録内容に変更がある場合は、「代表口座」の届出印鑑とともに当該「登録口座」のお届け印鑑を当行所定の書面に押捺して届け出てください。その際、申込書の受理については本条 9 項および 10 項を適用するものとします。 ②前項に拘わらず、会員は当行所定の項目について本サービスを利用して登録内容の変更申込を行うことができるものとします。ただし、申込内容が当行の定める要件を満たさない場合は、本サービスによらず前項にしたがって書面による申込手続きを行ってください。</p> <p>(13)処理日数 前項において、当行が当該変更申込を受理した後に処理が完了するまでには当行所定の日数がかかります。なお、この間に生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(14)「支払指定口座」および「入金指定口座」 本規定において、「支払指定口座」および「入金指定口座」は以下のとおり定義されます。 ①「支払指定口座」・・・本サービス利用時に、振込・振替資金等の引落口座として会員が指定した「代表口座」または「登録口座」 ②「入金指定口座」・・・本サービス利用時に、振替資金等の入金口座として会員が指定した「代表口座」または「登録口座」</p> <p>第 2 条 取扱時間・取引限度額 (1)サービス取扱時間 ①本サービスの取扱時間は、当行所定の時間内とします。なお、当行はこの取扱時間を</p>	<p>は当該申込を受理するものとします。</p> <p>(10)インターネットによる即時契約受付 ①本サービスでは、ホームページの専用申込画面から当行所定のお客さまに関する情報を入力いただくことにより、本サービスの即時契約を行うことができます。ただし、お客さまの属性または取引内容によっては前項の書面による申込をご案内する場合があります。 ②前項の申込手続きには、「代表口座」として届け出いただく普通預金口座のキャッシュカード暗証番号を入力いただく必要があります。 ③当行所定の回数を超過して誤ったキャッシュカード暗証番号を連続して入力した場合、インターネットによる即時契約受付が中止されます。この場合、当該口座についてキャッシュカード暗証番号の入力によって本人確認を行う他のサービスについても当該サービスの利用が中止される場合があります。</p> <p>(11)資金の引落方法 本サービスによる資金の引き落としは、各種預金規定、各種カードローン規定に拘わらず、通帳、払戻請求書およびカードの提出は不要とし、本規定にしたがって取り扱うものとします。</p> <p>(12)変更申込の方法 ①本サービスの申込内容に変更がある場合は、本サービスの各種サービスメニューによる申込受付によるほか、「代表口座」の届出印鑑を当行所定の書面に押捺して届け出てください。また、「登録口座」の登録内容に変更がある場合は、「代表口座」の届出印鑑とともに当該「登録口座」のお届け印鑑を当行所定の書面に押捺して届け出てください。その際、申込書の受理については本条 8 項および 9 項を適用するものとします。 ②前項に拘わらず、会員は当行所定の項目について本サービスを利用して登録内容の変更申込を行うことができるものとします。ただし、申込内容が当行の定める要件を満たさない場合は、本サービスによらず前項にしたがって書面による申込手続きを行ってください。</p> <p>(13)処理日数 前項において、当行が当該変更申込を受理した後に処理が完了するまでには当行所定の日数がかかります。なお、この間に生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(14)「支払指定口座」および「入金指定口座」 本規定において、「支払指定口座」および「入金指定口座」は以下のとおり定義されます。 ①「支払指定口座」・・・本サービス利用時に、振込・振替資金等の引落口座として会員が指定した「代表口座」または「登録口座」 ②「入金指定口座」・・・本サービス利用時に、振替資金等の入金口座として会員が指定した「代表口座」または「登録口座」</p> <p>第 2 条 取扱時間・取引限度額 (1)サービス取扱時間</p>

変更前	変更後
<p>会員に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>②前号の時間内にかかわらず、臨時のシステム調整等の実施により本サービスの全部または一部がご利用できない場合がありますのであらかじめご了承ください。</p> <p>(2)取引限度額</p> <p>①本サービスにおける取引1回および1日あたりの取引金額は、当行所定のサービスの範囲でかつ当行所定の金額を限度とします。</p> <p>②前項に拘わらず、振込の1回あたり、および1日あたりの取引金額（振込手数料を含みません）は、あらかじめ会員が振込口座を当行に届け出る方式（事前登録方式）、振込の依頼の都度振込先口座を会員が指定する方式（都度指定方式）の各々について、<u>当行所定の金額の範囲内で当行が定める方法によりサービスチャネルごとに会員自身が指定することができるものとします。ただし、当行がすべての会員を対象にサービスチャネルの追加を行う場合、当行は当行所定の基準による金額を指定したうえで当該サービスチャネルの取扱いを開始します。この場合、会員は当該追加サービスチャネルについて、必要に応じて自ら取引限度額の変更手続きを行うものとします。</u></p> <p>③上記の限度額を超えた取引依頼については、当行は受け付ける義務を負いません。</p> <p>(3)引落しの優先順位</p> <p>支払指定口座から同日に数件の引落とし（本サービス以外による引落としも含みます）をする場合に、その総額が当該支払指定口座から引き落とすことができる金額（振込・振替、定期預金・積立定期預金入金および「料金払込みサービス」については、当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。</p>	<p>①本サービスの取扱時間は、当行所定の時間内とします。なお、当行はこの取扱時間を会員に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>②前号の時間内にかかわらず、臨時のシステム調整等の実施により本サービスの全部または一部がご利用できない場合がありますのであらかじめご了承ください。</p> <p>(2)取引限度額</p> <p>①本サービスにおける取引1回および1日あたりの取引金額は、当行所定のサービスの範囲でかつ当行所定の金額を限度とします。</p> <p>②前項に拘わらず、振込の1回あたり、および1日あたりの取引金額（振込手数料を含みません）は、あらかじめ会員が振込口座を当行に届け出る方式（事前登録方式）、振込の依頼の都度振込先口座を会員が指定する方式（都度指定方式）の各々について、<u>第3条に定めるトークンの利用登録を完了することを条件として、当行所定の方法により当行所定の金額の範囲内にて会員自身が指定することができるものとします。</u></p> <p>③上記の限度額を超えた取引依頼については、当行は受け付ける義務を負いません。</p> <p>(3)引落しの優先順位</p> <p>支払指定口座から同日に数件の引落とし（本サービス以外による引落としも含みます）をする場合に、その総額が当該支払指定口座から引き落とすことができる金額（振込・振替、定期預金・積立定期預金入金および「料金払込みサービス」については、当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。</p>
<p>第3条 本人確認</p> <p>(1)共通事項</p> <p>①「確認暗証番号」の届出</p> <p>会員は、第1条10項に定める本サービスの申し込みにあたり本人確認のための「確認暗証番号」を届け出るものとします。</p> <p>②「仮ユーザーID」「仮ログインパスワード」の通知</p> <p>当行は、本サービスの申込受付後、次項に定める「初回利用登録」に使用する「仮ユーザーID」および「仮ログインパスワード」を記載した書面（以下「仮パスワード通知」といいます。）を会員が当行に届け出た住所に宛てて当行所定の方法にて郵送します。</p> <p>なお、郵便不着等の事由により「仮パスワード通知」を会員本人にお届けできない場合、当行は本サービス契約を解約するものとします。</p> <p>③「初回利用登録」の実施</p> <p>会員は、「仮パスワード通知」を受領した場合、「仮ユーザーID」および「仮ログインパスワード」を入力して本サービスにログインしたうえで、本サービスにて使用する「ユーザーID」および「ログインパスワード」の登録を行うものとします。</p>	<p>第3条 本人確認</p> <p>(1)「確認暗証番号」の届出</p> <p>会員は、第1条9項および10項に定める本サービスの申し込みにあたり本人確認のための「確認暗証番号」を届け出るものとします。</p> <p>(2)「ユーザーID」「ログインパスワード」「合言葉」の登録</p> <p>会員は、本サービスの新規契約後における最初のログイン時に、本サービスにて使用する「ユーザーID」、「ログインパスワード」および「合言葉」の登録を行うものとします。</p> <p>なお、通常使用するパソコン等を登録した場合、ログイン時の「合言葉」入力を省略することができます。</p> <p>(3)カード型ハードトークンの利用</p> <p>①会員は、当行所定の申込および利用登録手続きを行い、カード型のパスワード生成器（以下「ハードトークン」といいます。）を用いて1回限りの使い捨てパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を生成のうえ入力することにより、当行所定の取引時に取引内容の確認を行うことができます。</p> <p>②ハードトークンは、会員の届出住所あてに簡易書留にて送付します。なお、宛先不明等の事由によりハードトークンが当行に返却された場合、当行はハードトークンの利用申込を取消することがあります。</p>

変更前	変更後
<p>④本人確認情報の管理 <u>届け出た「確認暗証番号」、当行が通知した「仮ユーザーID」と「仮ログインパスワード」およびインターネット上で登録いただいた「ユーザーID」および「ログインパスワード」は、他人に教えたり、知られたりしないように厳重に管理を行ってください。当行役職員（当行が本サービスに関する業務を委託する関係会社役職員を含みます。）が、会員に対して本サービスにおいて使用する本人確認情報をお尋ねすることはありません。</u> <u>「確認暗証番号」および「ログインパスワード」は、取引の安全を守るためインターネット上で一定期間毎または不定期に変更するようにしてください。</u> <u>なお、「ユーザーID」の変更を行う場合は、当行所定の申込書にて「仮ユーザーID」の再発行の申し込みを行ってください。</u></p> <p>⑤サービスの取扱中止 <u>会員が「確認暗証番号」（ただしインターネットバンキングにおいては本条第2項に定める当行が指定する列の番号）または「ログインパスワード」を当行所定の回</u></p>	<p>③会員は、<u>当行所定の手順にしたがい利用登録を行うことにより、ハードトークンを利用した取引を開始することができるものとします。</u></p> <p>④ソフトトークンの利用 ①会員は、<u>当行所定の利用登録手続きを行い、公式アプリストアから専用のスマートフォンアプリをダウンロードしたうえで、当該アプリ（以下単に「アプリ」といいます。）を用いて当行所定の取引時に取引内容の確認を行うことができます。</u> ②会員は、<u>アプリの利用開始前に当行所定の利用登録を行うものとします。利用登録を完了するには、会員が当行に届け出た電話番号あてに自動音声で通知されるパスワードを聴き取りのうえアプリ上に入力する必要があります。</u> <u>会員は、本サービスを通じて届出電話番号の変更申込を行うことができますが、申込内容の反映には当行所定の日数がかかります。なお変更申込受付後に、当行から申込内容に関する確認の連絡を行う場合がありますのでご了承ください。</u> <u>なお、当行所定の回数を超えて繰り返しパスワードの通知要求を行った場合または誤ったパスワードを入力した場合は、一定の時間アプリの利用登録を行うことができなくなります。</u> ③アプリを利用する会員は、<u>当行所定の取引についてアプリを用いてワンタイムパスワードを生成のうえ入力することにより取引内容の確認を行うものとします。ただし、次項に定める取引については、アプリ画面上に表示された内容を目視確認することによって当該取引を承認するものとします。</u> ④ハードトークンを利用中の会員は、<u>ログイン後のサービスメニューから即時にソフトトークンへの利用切替を行うことができます。ただし、ソフトトークンを利用中の会員が、ハードトークンへの切替を行うことはできません。</u></p> <p>⑤トークン利用を必須とする取引 ①第6条および第13条に定める取引（ただし第13条に定める取引については当行所定の収納機関に対する払い込みに限ります。）は、<u>トークンの利用を必須とします。</u> ②トークンの利用登録後においては、<u>前項に定める取引のほか当行所定の取引時にもトークンの利用が必要になります。</u></p> <p>⑥本人確認情報の管理 ①届け出た「ユーザーID」「ログインパスワード」「確認暗証番号」「合言葉」およびトークンで生成される「ワンタイムパスワード」は、<u>他人に教えたり、知られたりしないように厳重に管理を行ってください。</u> ②当行役職員（当行が本サービスに関する業務を委託する関係会社役職員を含みます。）が、<u>会員に対して本サービスにおいて使用する本人確認情報をお尋ねすることはありません。</u> ③当行または当行の提携先を名乗る企業が、<u>契約内容を確認する等の名目でSMS（ショートメッセージサービス）またはEメールのリンク先画面等を用いて本サービスの本人確認情報の入力を求めることはありません。</u></p> <p>⑦サービスの取扱中止 <u>会員が「確認暗証番号」または「ログインパスワード」を当行所定の回数を超えて連続して誤入力した場合、当行は本サービスの取扱いを中止します。この場合、</u></p>

変更前	変更後
<p>数を超えて連続して誤入力した場合、当行は本サービスの取扱いを中止します。この場合、サービス利用再開の手続きとして<u>当行所定の申込書にて「確認暗証番号」の変更または「仮ユーザーID」および「仮ログインパスワード」の再発行の申し込みを行ってください。</u></p> <p>(2) インターネットバンキング固有の事項</p> <p>①「合言葉」の登録</p> <p><u>インターネットバンキングの利用にあたっては、前項に定める本人確認情報に加えて、あらかじめ当行所定の質問項目に対する「合言葉」を登録することにより会員が通常使用するパソコン等を指定することができるものとします。</u></p> <p>②本人確認手続き</p> <p><u>会員は、インターネットバンキング取引の利用に際して、パソコン等から「ユーザーID」および「ログインパスワード」を入力し当行宛てに送信するものとします。また、会員が指定したパソコン等以外からログインを行う場合は、「ユーザーID」および「ログインパスワード」に加えて会員があらかじめ選択した質問項目のいずれかが画面表示され、当該質問項目に対する「合言葉」が正しく入力された場合のみログインを行うことができるものとします。</u></p> <p><u>当行は、会員が送信した「ユーザーID」、「ログインパスワード」および「合言葉」(会員が指定したパソコン等以外からの利用時および当行がシステム上高リスクと判定する条件でのログイン時に限ります)が当行に登録されている情報と一致していることを確認します。</u></p> <p><u>また、本サービスのうち当行所定の取引については、上記の「ユーザーID」、「ログインパスワード」および「合言葉」の確認に加えて、当行のインターネット画面上での指示にしたがい会員が入力した「確認暗証番号」上の所定の列に該当する番号と当行に登録されている当該列の番号の一致を確認します。</u></p> <p>③ワンタイムパスワード</p> <p><u>会員は、当行所定の申込および利用登録手続きを行い、カード型のパスワード生成器(以下「ハードトークン」といいます。)を用いて1回限りの使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)を生成のうえ入力することにより当行所定の取引時に取引内容の確認を行うことができます。</u></p> <p><u>ハードトークンは会員の届出住所あてに簡易書留にて送付します。なお、宛先不明等の事由によりハードトークンが当行に返却された場合、当行はハードトークンの利用申込を取消することがあります。</u></p> <p>④本人確認手続きの効果</p> <p><u>当行が認識した「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「合言葉」(会員が指定したパソコン等以外からの利用時、および当行が定める基準に該当する取引に限ります。)および「確認暗証番号」のうち当行が指定する列の番号(必要な場合に限り)が、当行が管理している「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「合言葉」および「確認暗証番号」の該当列の番号(必要な場合に限り)と一致した場合、当行は当該取引を会員本人の利用とみなします。</u></p> <p><u>この場合、仮に「会員番号」、「ログインパスワード」、「取引暗証番号」または「確認暗証番号」の不正使用があっても、第5条2項に定める場合を除き、そのために生</u></p>	<p>サービス利用再開の手続きとして「確認暗証番号」の変更または「<u>ログインパスワード</u>」初期化の申し込みを行ってください。</p> <p>(8) 本人確認手続き</p> <p>①会員が入力した「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「合言葉」(会員が指定したパソコン等以外からの利用時、および当行が定める基準に該当する取引に限ります。)および「確認暗証番号」のうち当行が指定する列の番号(必要な場合に限り)が、当行が管理している「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「合言葉」および「確認暗証番号」の該当列の番号(必要な場合に限り)と一致した場合、当行は当該取引を会員本人の利用とみなします。</p> <p>②ただし、会員がトークンを利用する場合、当行所定の取引について会員が入力した「ワンタイムパスワード」が、当行が管理している「ワンタイムパスワード」と一致した場合、当行は当該取引を会員本人の利用とみなします。</p> <p>③前項に拘わらず、会員が本条4項に定めるソフトトークンを利用して本条5項に定める取引を行う場合については、会員がアプリ画面上に表示された取引内容を目視確認のうえ当該取引を承認した場合に、当行は当該取引を会員本人の利用とみなします。</p> <p>④前各号において、仮に「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「確認暗証番号」または「ワンタイムパスワード」の不正使用があっても、第5条2項に定める場合を除き、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p>

変更前

変更後

じた損害について当行は責任を負いません。ただし、前号に定めるワンタイムパスワードを入力する場合は、「確認暗証番号」に替えて利用登録済のハードトークンが生成するワンタイムパスワードの一致をもって会員本人の利用とみなします。

⑤「合言葉」入力相違によるサービス取扱の停止

会員が当行所定の回数を超えて連続して「合言葉」の入力を誤った場合、以下のとおり当行所定の時間にわたりサービスのご利用を停止します。

ア. ログイン時の誤入力の場合

会員が利用端末として指定したパソコン等以外からの本サービスの利用を停止します。

イ. ログイン時以外の取引における誤入力の場合

当行が定める基準に該当する取引の利用を停止します。

⑥「ワンタイムパスワード」入力相違によるサービス取扱の停止

会員が当行所定の回数を超えて連続してワンタイムパスワードの入力を誤った場合、ワンタイムパスワードの入力を必要とする当行所定の取引のご利用を停止します。

(3) モバイルバンキング固有の事項

①携帯電話の端末登録

会員は、モバイルバンキングの利用開始に際し、当行所定の方法により当行に対して会員自身が使用する携帯電話の端末登録（以下「端末登録」といいます。）を行うものとします。端末登録を行った後は、登録を行った携帯電話でのみモバイルバンキング取引を行うことができます。なお、会員は、端末登録を行った携帯電話を紛失・盗難にあわないよう十分に注意して管理するとともに、当該携帯電話を第三者に譲渡・貸与する場合は当行所定の方法により必ず自ら端末登録を解除するものとします。

②本人確認手続き

会員は、当行が指定する方法にしたがって携帯電話に「ユーザーID」、「ログインパスワード」および「確認暗証番号」（必要な場合）を入力し、当行に対して取引データとともに送信します。当行は、会員が上記の手続きによって送信したデータを受信した場合、当行所定の方法により、会員が入力した「ユーザーID」、「ログインパスワード」および「確認暗証番号」（必要な場合）が当行に登録された番号と一致していることおよび当該データが当該会員が端末登録を行った携帯電話から発信されたことを確認します。

③本人確認手続きの効果

当行は、前項に定める手続きにより会員が入力した「ユーザーID」、「ログインパスワード」および「確認暗証番号」（必要な場合）の一致および有効な端末登録が行われていることを確認した場合、当該取引データが真正なものであることおよび当該取引が会員本人の有効な意思表示に基づく申し込みによるものであるとみなして取り扱います。この場合、第5条2項に定める場合を除き、仮に本人確認情報の不正使用、携帯電話の盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(4) サービス移行登録

(9) 本人確認情報の入力相違による本サービス取扱の停止

① 会員が当行所定の回数を超えて連続して「ログインパスワード」または「確認暗証番号」の入力を誤ったばあい、本サービスの利用を中止します。

② 会員が当行所定の回数を超えて連続して「合言葉」の入力を誤った場合、以下のとおり当行所定の時間にわたり本サービスの利用を制限します。

ア. ログイン時の誤入力の場合

会員が利用端末として指定したパソコン等以外からの本サービスの利用を停止します。

イ. ログイン時以外の取引における誤入力の場合

当行が定める基準に該当する取引の利用を中止します。

③「ワンタイムパスワード」の誤入力の場合

会員が当行所定の回数を超えて連続して「ワンタイムパスワード」の入力を誤ったばあい、「ワンタイムパスワード」の入力を必要とする当行所定の取引の利用を停止します。

(削除)

変更前	変更後
<p>①対象者 <u>2012年10月のシステム変更前から本サービスを契約していた会員がシステム変更後に本サービスを初めて利用する場合、本条1項に定める「初回利用登録」に代わり従来の「会員番号」、「ログインパスワード」(インターネットバンキングを利用する場合)および「取引暗証番号」を入力して本サービスにログインし、「ユーザーID」および「ログインパスワード」を登録する(以下「サービス移行登録」といいます。)ものとします。</u> <u>なお、会員が「サービス移行登録」を行うことができるのは当行所定の期間内に限ります。対象期間の終了後は、当行に「仮ユーザーID」および「仮ログインパスワード」の再発行を依頼してください。</u></p> <p>②登録不能時の取り扱い <u>「サービス移行登録」に際して、会員が当行所定の回数を超えて連続して「取引暗証番号」の入力を誤った場合、当行は本サービスの利用を中止するものとします。この場合、「仮ユーザーID」および「仮ログインパスワード」の再発行を依頼してください。</u></p> <p>第4条 本サービスの依頼 (1)サービスの依頼 当行は、本サービスにおける会員からの取引依頼を、パソコン等または携帯電話の操作画面の指示にしたがって当該会員が入力を行った取引内容を表示した確認画面の内容に対する当該会員のパソコン等もしくは携帯電話の操作による応諾の意思表示のデータを当行が受信した時点で受け付けたものとみなします。なお、取引の途中で通信が途切れた場合は、すみやかに当行所定の方法によりパソコン等または携帯電話を操作して取引結果の確認を行ってください。</p> (2)取引の成立 振込については振込資金等を支払指定口座から引き落とした時点で、また振替については振替資金を支払指定口座から引き落として入金指定口座への入金処理が完了した時点で、その他の取引については当行所定の方法で処理が完了した時点で取引が成立したものとします。なお、以下の場合ははじめ処理ができなかった場合は取引は成立せず、当該取引依頼はなかったものとします。 ～略～ (3)取引内容の確認 ①本サービスを利用して取引を行った場合は、当行の窓口またはATMによりすみやかに通帳記入を行う(ただし第15条に定める「Web口座」サービスのご利用口座を除きます)か、本サービスにて取引結果照会を行い、取引内容の確認を行ってください。 ②インターネットバンキング またはモバイルバンキング を利用して行った当行所定の取引については、会員自身がパソコン等 または携帯電話 を利用して登録したメールアドレスに宛ててEメールにて通知しますので、内容を確認してください。 ③上記各項に定める方法により確認を行った結果、万一取引内容等に相違がある場合は、直ちにその旨を連絡してください。なお、会員がこれらの方法により取引内容を	<p>(削 除)</p> <p>第4条 本サービスの依頼 (1)サービスの依頼 当行は、本サービスにおける会員からの取引依頼を、パソコン等の操作画面の指示にしたがって当該会員が入力を行った取引内容を表示した確認画面の内容に対する当該会員のパソコン等の操作による応諾の意思表示のデータを当行が受信した時点で受け付けたものとみなします。なお、取引の途中で通信が途切れた場合は、すみやかに当行所定の方法によりパソコン等を操作して取引結果の確認を行ってください。</p> (2)取引の成立 振込については振込資金等を支払指定口座から引き落とした時点で、また振替については振替資金を支払指定口座から引き落として入金指定口座への入金処理が完了した時点で、その他の取引については当行所定の方法で処理が完了した時点で取引が成立したものとします。なお、以下の場合ははじめ処理ができなかった場合は取引は成立せず、当該取引依頼はなかったものとします。 (現行どおり) (3)取引内容の確認 ①本サービスを利用して取引を行った場合は、当行の窓口またはATMによりすみやかに通帳記入を行う(ただし第15条に定める「Web口座」サービスのご利用口座を除きます)か、本サービスにて取引結果照会を行い、取引内容の確認を行ってください。 ②本サービスを利用して行った当行所定の取引については、会員自身がパソコン等を利用して登録したメールアドレスに宛ててEメールにて通知しますので、内容を確認してください。 ③上記各項に定める方法により確認を行った結果、万一取引内容等に相違がある場合

変更前	変更後
<p>確認することを怠ったために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 取引依頼の記録</p> <p>インターネットバンキングまたはモバイルバンキングを利用して行った取引について、会員がパソコン等または携帯電話を操作して行った指示内容はすべて記録され、当行所定の期間にわたり保存されます。また、取引内容・残高に相違がある場合において、会員と当行の間について疑義が生じたときは、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。</p>	<p>は、直ちにその旨を連絡してください。なお、会員がこれらの方法により取引内容を確認することを怠ったために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 取引依頼の記録</p> <p>本サービスを利用して行った取引について、会員がパソコン等を操作して行った指示内容はすべて記録され、当行所定の期間にわたり保存されます。また、取引内容・残高に相違がある場合において、会員と当行の間について疑義が生じたときは、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。</p>
<p>第5条 免責事項等</p>	<p>第5条 免責事項等</p>
<p>(1) 原則</p>	<p>(1) 原則</p>
<p>① 次の各号により振込・振替金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>ア. 天災、火災、騒乱、裁判所等の公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合。</p> <p>イ. 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機関またはコンピュータ等に障害が生じたとき。</p> <p>ウ. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。</p> <p>② 第4条2項に定める各事由により取引依頼が無効となった場合、当行は会員に対し当該取引が無効となったことを通知する義務を負わないものとします。</p>	<p>① 次の各号により振込・振替金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>ア. 天災、火災、騒乱、裁判所等の公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合。</p> <p>イ. 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機関またはコンピュータ等に障害が生じたとき。</p> <p>ウ. 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。</p> <p>② 第4条2項に定める各事由により取引依頼が無効となった場合、当行は会員に対し当該取引が無効となったことを通知する義務を負わないものとします。</p>
<p>(2) 本人確認情報の盗用等による振込等における特例</p>	<p>(2) 本人確認情報の盗用等による振込等における特例</p>
<p>① 第三者に盗取された本人確認情報によって不正な振込等が行われた場合、次のすべての項目に該当することを条件として、会員は当行に対し後記②に定める補填対象額の請求を申し出ることができるものとします。</p> <p>ア. 会員が「ユーザーID」、「ログインパスワード」および「確認暗証番号」等の本人確認情報の盗取または不正な振込等に気付いてから、すみやかに当行への通知が行われていること。</p> <p>イ. 当行の調査に対し、会員から十分な説明が行われていること。</p> <p>ウ. 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗取にあったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等に係る当行の調査に協力していること。</p> <p>② 前号①の申し出がなされた場合、不正な振込等が会員の故意または重過失による場合でなく、かつ利用端末等の安全対策および本人確認情報等の管理を十分に行っている等会員が無過失である場合、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを会員が証明した場合は30日に当該事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）を補填するものとします。</p> <p>③ 前号①および②は、前号①にかかる当行への通知が、本人確認情報等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から2年を経過する日以降に行われた場合には適用されないものとします。</p> <p>④ 前号②にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補填を行いません。</p> <p>ア. 不正な振込等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次の</p>	<p>① 第三者に盗取された本人確認情報によって不正な振込等が行われた場合、次のすべての項目に該当することを条件として、会員は当行に対し後記②に定める補填対象額の請求を申し出ることができるものとします。</p> <p>ア. 会員が「ユーザーID」、「ログインパスワード」および「確認暗証番号」等の本人確認情報の盗取または不正な振込等に気付いてから、すみやかに当行への通知が行われていること。</p> <p>イ. 当行の調査に対し、会員から十分な説明が行われていること。</p> <p>ウ. 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗取にあったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等に係る当行の調査に協力していること。</p> <p>② 前号①の申し出がなされた場合、不正な振込等が会員の故意または重過失による場合でなく、かつパソコン等の安全対策および本人確認情報等の管理を十分に行っている等会員が無過失である場合、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを会員が証明した場合は30日に当該事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）を補填するものとします。</p> <p>③ 前号①および②は、前号①にかかる当行への通知が、本人確認情報等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から2年を経過する日以降に行われた場合には適用されないものとします。</p> <p>④ 前号②にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補填を行いません。</p>

変更前	変更後
<p>いずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われたこと。 ・会員が、被害状況にかかる当行への説明において重要な事項について偽りの説明を行ったこと。 <p>イ. 本人確認情報の盗用等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと。</p> <p>⑤当行が前号②に定める補填を行う場合、不正な振込等の支払原資となった資金（以下「対象資金」といいます。）について、会員に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補填は行わないものとします。また会員が、不正な振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>⑥当行が前号②により補填を行った場合には、当該補填を行った金額の限度において、対象預金に対する権利は消滅します。</p> <p>⑦当行が前号②により補填を行った場合、当行は、当該補填を行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して会員が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>ア. 不正な振込等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われたこと。 ・会員が、被害状況にかかる当行への説明において重要な事項について偽りの説明を行ったこと。 <p>イ. 本人確認情報の盗用等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと。</p> <p>⑤当行が前号②に定める補填を行う場合、不正な振込等の支払原資となった資金（以下「対象資金」といいます。）について、会員に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補填は行わないものとします。また会員が、不正な振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>⑥当行が前号②により補填を行った場合には、当該補填を行った金額の限度において、対象預金に対する権利は消滅します。</p> <p>⑦当行が前号②により補填を行った場合、当行は、当該補填を行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して会員が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>
<p>第6条 振込</p> <p>(1) 振込の定義</p> <p>本サービスでは、当行が定める方法により、会員の依頼に基づいて、支払指定口座から会員が指定した金額を引落しのうえ会員が指定した当行本支店または当行以外の金融機関の預金口座へ振込を行うことができます。なお、取扱方式は「電信扱い」に限ります。</p> <p>(2) お取扱日付</p> <p>当行所定の時限以降に当日扱いの振込を依頼された場合、振込先金融機関または振込先口座によりましては翌銀行営業日扱いとなる場合があります。また会員は、当行所定の日数の範囲で振込の取扱日付を指定することができるものとします。なお当行は、振込資金と振込手数料を当行所定時に支払指定口座から引き落とします。</p> <p>(3) 取引の取消</p> <p>会員は、取引日付を指定して取引依頼を行った場合、当行所定の時刻までに限り当該取引の取消依頼を行うことができるものとします。</p> <p>(4) 訂正・組戻</p> <p>①会員が本サービスを利用して行った振込について依頼内容の訂正または組戻を行う場合、運転免許証などの本人確認書類を持参のうえ最寄りの当行本支店窓口にて当行所定の書面により手続きを依頼してください。</p> <p>②前項において、組戻により振込先金融機関から返却された資金は「代表口座」に入金</p>	<p>第6条 振込</p> <p>(1) 振込の定義</p> <p>本サービスでは、当行が定める方法により、会員の依頼に基づいて、支払指定口座から会員が指定した金額を引落しのうえ会員が指定した当行本支店または当行以外の金融機関の預金口座へ振込を行うことができます。なお、取扱方式は「電信扱い」に限ります。</p> <p>(2) <u>利用条件</u></p> <p><u>振込の利用には、ハードトークンまたはソフトトークンの利用登録を行ったうえ、必要に応じて取引限度額の設定を行う必要があります。</u></p> <p>(3) 取扱日付</p> <p>当行所定の時限以降に当日扱いの振込を依頼された場合、振込先金融機関または振込先口座によりましては翌銀行営業日扱いとなる場合があります。また会員は、当行所定の日数の範囲で振込の取扱日付を指定することができるものとします。なお当行は、振込資金と振込手数料を当行所定時に支払指定口座から引き落とします。</p> <p>(4) 取引の取消</p> <p>会員は、取引日付を指定して取引依頼を行った場合、当行所定の時刻までに限り当該取引の取消依頼を行うことができるものとします。</p> <p>(5) 訂正・組戻</p> <p>①会員が本サービスを利用して行った振込について依頼内容の訂正または組戻を行う場合、運転免許証などの本人確認書類を持参のうえ最寄りの当行本支店窓口にて当行所定の書面により手続きを依頼してください。</p> <p>②前項において、組戻により振込先金融機関から返却された資金は「代表口座」に入金</p>

変更前	変更後
<p>するものとします。なお、当行が組戻を受け付ける際は、当行所定の組戻手数料を原則として組戻依頼の受付時に「代表口座」から引き落とすものとします。ただし、受付時に「代表口座」の残高が不足しており組戻手数料の引落としが行えない場合については、振込先金融機関から組戻代わり金が返却された際に、組戻手数料を差引きのうえ「代表口座」に入金することとします。</p> <p>③会員が本サービスを利用して行った取引について、振込先金融機関から照会があった場合、当行は当該会員に対し依頼内容について照会する義務を負うことなく、原則として振込先金融機関に対し振込資金の返却を依頼します。さらに当行は、振込先金融機関から返却された振込資金を、当該会員の「代表口座」に入金するものとします。</p> <p>④会員が本サービスを利用して行った振込について、入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合、当行は会員に連絡することなく、返却された振込資金を当該会員の「代表口座」に入金するものとします。</p> <p>(5) 受取書の不発行 当行は、本サービスによる振込の取扱分について「振込金受取書」の発行は行いません。</p>	<p>するものとします。なお、当行が組戻を受け付ける際は、当行所定の組戻手数料を原則として組戻依頼の受付時に「代表口座」から引き落とすものとします。ただし、受付時に「代表口座」の残高が不足しており組戻手数料の引落としが行えない場合については、振込先金融機関から組戻代わり金が返却された際に、組戻手数料を差引きのうえ「代表口座」に入金することとします。</p> <p>③会員が本サービスを利用して行った取引について、振込先金融機関から照会があった場合、当行は当該会員に対し依頼内容について照会する義務を負うことなく、原則として振込先金融機関に対し振込資金の返却を依頼します。さらに当行は、振込先金融機関から返却された振込資金を、当該会員の「代表口座」に入金するものとします。</p> <p>④会員が本サービスを利用して行った振込について、入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合、当行は会員に連絡することなく、返却された振込資金を当該会員の「代表口座」に入金するものとします。</p> <p>(6) 受取書の不発行 当行は、本サービスによる振込の取扱分について「振込金受取書」の発行は行いません。</p>
<p>第7条 振替 ～略～</p>	<p>第7条 振替 (現行どおり)</p>
<p>第8条 定期預金 ～略～</p>	<p>第8条 定期預金 (現行どおり)</p>
<p>第9条 積立定期預金 ～略～</p>	<p>第9条 積立定期預金 (現行どおり)</p>
<p>第10条 投資信託サービス ～略～</p>	<p>第10条 投資信託サービス (現行どおり)</p>
<p>第11条 外貨預金サービス ～略～</p>	<p>第11条 外貨預金サービス (現行どおり)</p>
<p>第12条 残高照会および取引明細照会 ～略～</p>	<p>第12条 残高照会および取引明細照会 (現行どおり)</p>
<p>第13条 料金払込みサービス「Pay-easy (ペイジー)」 (1) サービスの概要 料金払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」(以下「料金払込みサービス」といいます。)とは、当行所定の収納機関に対する各種料金を払い込むことができるサービスです。本サービスのうち当行が定める個別のサービスについては、「料金払込みサービス」による各種料金の払込みがご利用になれます。</p>	<p>第13条 料金払込みサービス「Pay-easy (ペイジー)」 (1) サービスの概要 料金払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」(以下「料金払込みサービス」といいます。)とは、当行所定の収納機関に対する各種料金を払い込むことができるサービスです。本サービスのうち当行が定める個別のサービスについては、「料金払込みサービス」による各種料金の払込みがご利用になれます。 (2) 利用条件 <u>民間収納機関への支払いを行う場合、ハードトークンまたはソフトトークンの利用登</u></p>

変更前	変更後
<p>(2) 払込み情報の確認 会員からの払込依頼内容に関して所定の確認ができない場合は、料金払込みサービスをご利用いただけません。</p> <p>(3) 領収証等の不発行 当行は、会員に対し料金払込みサービスにかかる領収証等を発行いたしません。</p> <p>(4) サービスの利用停止 ア. 会員が収納機関が指定する項目を当行所定の回数以上誤って入力した場合、料金払込みサービスの利用を停止する場合があります。この場合、料金払込みサービスの利用を再開するためには、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。 イ. 第3条2項⑤-イに定める状態が発生した場合、当行所定の時間にわたり料金払込みサービスの利用を停止します。</p> <p>(5) サービス利用時間の制限 料金払込みサービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により当行が定める利用時間内でも利用できない場合があります。 また、利用時間内であっても、払込依頼に対して当行が収納機関に会員の当該料金払込みに関する依頼内容を確認する等の際に当行所定の処理時間内での手続きが完了しない場合には、取扱いできない場合があります。</p> <p>(6) 収納に関する照会先 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納に関する問い合わせは、原則として収納機関に直接行ってください。</p> <p>(7) 取消の発生 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて取消となることがあります。</p>	<p><u>録を行う必要があります。</u></p> <p>(3) 払込み情報の確認 会員からの払込依頼内容に関して所定の確認ができない場合は、料金払込みサービスをご利用いただけません。</p> <p>(4) 領収証等の不発行 当行は、会員に対し料金払込みサービスにかかる領収証等を発行いたしません。</p> <p>(5) サービスの利用停止 ア. 会員が、収納機関が指定する項目を当行所定の回数以上誤って入力した場合、料金払込みサービスの利用を停止する場合があります。この場合、料金払込みサービスの利用を再開するためには、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。 イ. 第3条9項②-イに定める状態が発生した場合、当行所定の時間にわたり料金払込みサービスの利用を停止します。</p> <p>(6) サービス利用時間の制限 料金払込みサービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により当行が定める利用時間内でも利用できない場合があります。 また、利用時間内であっても、払込依頼に対して当行が収納機関に会員の当該料金払込みに関する依頼内容を確認する等の際に当行所定の処理時間内での手続きが完了しない場合には、取扱いできない場合があります。</p> <p>(7) 収納に関する照会先 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納に関する問い合わせは、原則として収納機関に直接行ってください。</p> <p>(8) 取消の発生 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて取消となることがあります。</p>
<p>第14条 住所変更</p> <p>(1) 機能概要 ①会員は、当行所定の方法により当行への届出住所の変更申込を行うことができます。 ②本サービスを利用して住所変更の依頼を受け付けた場合、当行は、会員が保有する本サービスの「代表口座」および「登録口座」の開設店における本人名義のすべての口座について同様に変更依頼を受けたものとして取り扱います。</p> <p>(2) 制限事項 ①「代表口座」または「登録口座」開設店のいずれかで当行所定の取引を行っている場合、該当口座の開設店については本サービスによる住所変更を行うことができません。 ②本サービスで受け付けた住所変更では、受付から処理完了まで当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>第14条 住所変更等</p> <p>(1) 機能概要 ①会員は、当行所定の方法により当行への届出住所または電話番号(以下「住所変更等」といいます。)の変更申込を行うことができます。 ②本サービスを利用して住所変更等の依頼を受け付けた場合、当行は、会員が保有する本サービスの「代表口座」および「登録口座」の開設店における本人名義のすべての口座について同様に変更依頼を受けたものとして取り扱います。</p> <p>(2) 制限事項 ①「代表口座」または「登録口座」開設店のいずれかで当行所定の取引を行っている場合、該当口座の開設店については本サービスによる住所変更等を行うことができません。 <u>②変更内容の確認のため、現在の届出住所または電話番号あてに連絡を差し上げる場合があります。</u> ③本サービスで受け付けた住所変更等では、受付から処理完了まで当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>

変更前	変更後
第15条 Web口座サービス ～略～	第15条 Web口座サービス (現行どおり)
第16条 ローン明細照会 ～略～	第16条 ローン明細照会 (現行どおり)
第17条 住宅ローン一部繰上返済申込 ～略～	第17条 住宅ローン一部繰上返済申込 (現行どおり)
第18条 登録口座の追加・削除申込 ～略～	第18条 登録口座の追加・削除申込 (現行どおり)
第19条 Eメール通知サービス ～略～	第19条 Eメール通知サービス (現行どおり)
第20条 受付済取引の取消 ～略～	第20条 受付済取引の取消 (現行どおり)
第21条 通知・照会の連絡先 ～略～	第21条 通知・照会の連絡先 (現行どおり)
第22条 本人確認手段の紛失・盗難等 (1)本人確認情報の失念 ①「ユーザーID」または「ログインパスワード」の失念 「ユーザーID」または「ログインパスワード」を失念した場合、当行所定の申込書にて届け出てください。当行は当該申込書を受理した場合、「 <u>仮ユーザーID</u> 」および「 <u>仮ログインパスワード</u> 」を再発行し会員の届出住所に宛てて「 <u>仮パスワード通知</u> 」を転送不要扱いの簡易書留で通知します。 <u>会員は、「仮パスワード通知」を受領した場合、第3条1項3号に準じて「ユーザーID」および「ログインパスワード」を登録するものとします。</u> ②「確認暗証番号」の失念 「確認暗証番号」を失念した場合、当行所定の申込書にて「確認暗証番号」の変更申込を行ってください。 ③「合言葉」の失念 第3条2項1号に定める「合言葉」を失念した場合、当行所定の手続きにより登録内容を初期化したうえで再度「合言葉」の登録を行ってください。 (2)本人確認情報の漏洩またはその恐れがある場合 「ユーザーID」、「ログインパスワード」および「確認暗証番号」のいずれかが第三	第22条 本人確認手段の紛失・盗難等 (1)本人確認情報の失念 ①「ユーザーID」または「ログインパスワード」の失念 <u>ア. 「ユーザーID」または「ログインパスワード」を失念した場合、ホームページの専用画面または当行所定の申込書にて届け出てください。当行は当該申込を受理した場合、「ユーザーID」または「ログインパスワード」を初期化します。</u> <u>イ. 前項の初期化手続きが完了した場合、届出のアドレスあてにEメールにて通知します。代表口座のキャッシュカード暗証番号を用いてログインし、「ユーザーID」または「ログインパスワード」の再登録を行ってください。</u> ②「確認暗証番号」の失念 <u>ア. 「確認暗証番号」を失念した場合、ホームページの専用画面または当行所定の申込書にて「確認暗証番号」の変更申込を行ってください。</u> <u>イ. 前項の変更手続きが完了した場合、届出のアドレスあてにEメールにて通知します。</u> ③「合言葉」の失念 第3条2項に定める「合言葉」を失念した場合、当行所定の手続きにより登録内容を初期化したうえで再度「合言葉」の登録を行ってください。 (2)本人確認情報の漏洩またはその恐れがある場合 「ユーザーID」、「ログインパスワード」および「確認暗証番号」のいずれかが第三

変更前	変更後
<p>者に漏洩した結果、不正取引を受ける恐れがある場合、当行所定の連絡先に電話連絡し、本サービスの利用停止を申し出てください。なお、利用停止を申し出た会員が本サービスの利用再開を希望する場合は、<u>前項に準じて「仮ユーザーID」と「仮ログインパスワード」の再発行および「確認暗証番号」の変更を行ってください。</u></p> <p>(3) ハードトークンの紛失・盗難または故障など</p> <p>①利用登録済のハードトークンが紛失・盗難にあった場合または故障・破損等により利用できなくなった場合は、すみやかに当行所定の連絡先に電話にて連絡し、当該ハードトークンの利用中止を申し出てください。なお、この連絡前に生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>②ハードトークンの利用を中止する場合、会員はハードトークンを再発行または利用解約するまでの期間「確認暗証番号」による本人確認を行うことにより引き続き取引を可能とするか、再発行されたハードトークンを受領し利用登録を完了するまでの間ワンタイムパスワードの入力が必要な取引を不可とするか選択することができます。</p> <p>上記の選択は会員の判断に基づいて行うものとし、会員の選択の結果生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p><u>(4) モバイルバンキングにおける携帯電話の紛失・盗難</u></p> <p>①連絡方法 <u>モバイルバンキング契約者が携帯電話の紛失・盗難にあった場合、直ちに当行所定の連絡先に電話にて連絡し、サービス取扱停止を申し出てください。なお、この連絡前に生じた損害については当行は責任を負いません。</u></p> <p>②書面による届出 <u>モバイルバンキングのサービス取扱停止を申し出た会員が、サービス取扱いの再開を希望する場合、当行所定の書面にて届け出るものとします。</u></p> <p>③サービス取扱いの再開 <u>当行が前項に定める書類を受理した場合、当行は、当行所定の方法により会員に通知しますので、すみやかに端末登録を行ってください。なお、会員が端末登録を行わなかった場合、そのために生じた損害については当行は、責任を負いません。</u></p> <p>(新設)</p> <p>～略～</p>	<p>者に漏洩した結果、不正取引を受ける恐れがある場合、当行所定の連絡先に電話連絡し、本サービスの利用停止を申し出てください。なお、利用停止を申し出た会員が本サービスの利用再開を希望する場合は、<u>第3条各項に定める本人確認情報の初期化または変更申込を行ってください。</u></p> <p>(3) ハードトークンの紛失・盗難または故障など</p> <p>①利用登録済のハードトークンが紛失・盗難にあった場合または故障・破損等により利用できなくなった場合は、すみやかに当行所定の連絡先に電話にて連絡し、当該ハードトークンの利用中止を申し出てください。なお、この連絡前に生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>②ハードトークンの利用を中止する場合、<u>会員は第3条4項に定めるとおりソフトトークンへ変更を行うことができます。なお、引き続きハードトークンを利用する場合は、</u>ハードトークンを再発行または利用解約するまでの期間「確認暗証番号」による本人確認を行うことにより引き続き取引を可能とするか、再発行されたハードトークンを受領し利用登録を完了するまでの間ワンタイムパスワードの入力が必要な取引を不可とするか選択することができます。</p> <p>上記の選択は会員の判断に基づいて行うものとし、会員の選択の結果生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(4) アプリをインストールしたスマートフォンの紛失・盗難または故障など</u></p> <p>①利用登録済のアプリがインストールされたスマートフォンが紛失・盗難にあった場合または故障・破損等により利用できなくなった場合は、すみやかに当行所定の連絡先に電話にて連絡し、アプリの利用中止を申し出いただくか、別のスマートフォンを用いてアプリをインストールしうえ再度利用登録を行ってください。 <u>なお、これらの手続き前に生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>②アプリの再インストールおよび利用登録にかかる手数料は無料です。</p> <p>(現行どおり)</p>